

後期実施計画（平成 24 年度～26 年度）の策定 および庁内検討委員会の設置について

1 後期実施計画策定の目的

練馬区基本構想に掲げる「練馬区のめざす姿」の実現に向けた施策・事業を体系的に明らかにするため、平成 22 年 3 月に練馬区長期計画（22 年度～26 年度）を策定した。この計画の中間年度にあたる平成 24 年度以降の 3 カ年について、あらためて財政収支の予測を行ったうえで、社会情勢の変化や新たなニーズに対応するため、計画事業の見直しを行い、年次別事業計画を明らかにする。

2 策定にあたっての基本的考え方

- (1) 東日本大震災の影響などにより、区を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、かつ、先行き不透明な状況が続くと見込まれる。こうした社会情勢の変化や新たなニーズに対応するとともに、区長が選挙を通じて掲げた政策の実現に向けて、計画事業の見直しを行う。
- (2) 国・都等の財政動向を把握し、財源確保に最大限努めるとともに、限られた財源を優先度の高い事業に効果的・効率的に配分する「選択と集中」を徹底する。
- (3) 行政評価を活用して計画事業の進捗状況を点検・評価し、実効性のある事業計画とする。

3 庁内検討委員会の設置

後期実施計画の策定にあたっての検討等を行うため、庁内検討委員会を設置する（別紙設置要綱のとおり）。

4 実施計画の構成

- (1) 実施計画の概要（平成 24 年度～26 年度）
 - (2) 財政推計のあらまし
 - (3) 施策の体系および計画事業
- ※ 第二期区立施設改修改築計画（平成 22 年度～26 年度）における平成 24 年度～26 年度の見直しについては、後期実施計画策定と併行して検討を進め、財政計画に反映していく。

練馬区長期計画（後期実施計画）庁内検討委員会の設置要綱

平成 23 年 6 月 1 日

23 練企企第 129 号

（設置目的）

第 1 条 練馬区基本構想に掲げる「練馬区のめざす姿」を計画目標とし、その実現に向けた施策・事業を体系的に明らかにした長期計画 5 か年のうち後期 3 か年の実施計画の策定にあたっての検討等を行うため、長期計画（後期実施計画）庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長へ報告する。

- (1) 長期計画（後期実施計画）（案）の作成
- (2) 策定にあたっての課題の検討
- (3) その他委員会が必要と認める事項

（構成等）

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副区長とする。
- 3 副委員長は、教育長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（運営）

第 4 条 委員会は、委員長が招集および主宰することとし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聞くことができる。

（庶務）

第 5 条 委員会の庶務は、企画部企画課が行う。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

別表

職 名
企画部長 総務部長 区民生活事業本部長 健康福祉事業本部長 環境まちづくり事業本部長 区長室長 危機管理室長 区民部長 産業地域振興部長 福祉部長 健康部長 児童青少年部長 環境部長 都市整備部長 土木部長 会計管理室長 学校教育部長 生涯学習部長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 議会事務局長